



平成 23 年 3 月 7 日

各 位

会 社 名 ピ ジ ョ ン 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長  
大 越 昭 夫  
(コード番号:7956 東証第1部)  
問 合 せ 先 執 行 役 員 経 営 企 画 本 部 長  
松 永 勉  
03-3661-4188(直 通)

当社株式の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)  
の非継続に関するお知らせ

当社は、平成 20 年3月6日開催の取締役会において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)」(以下「本プラン」といいます。)を決議し、平成 20 年4月 28 日開催の第 51 期定時株主総会において承認を得て本プランを導入しておりますが、本プランの有効期限は平成 23 年4月 27 日開催予定の第 54 期定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)の終結の時までとなっております。

当社は、本日開催の取締役会において、本定時株主総会終結の時をもって本プランを継続しないことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

当社は、平成 20 年3月6日開催の取締役会において、当社の企業価値および株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社の会社の支配に関する基本方針(以下「本基本方針」といいます。)を定め、本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、平成 20 年 4 月 28 日開催の第 51 期定時株主総会の決議により承認を得て、本プランを導入いたしました。本プランは、当社株式に対する大規模買付行為(大規模買付行為を行う者を以下「大規模買付者」といいます。)が行われる場合に、株主の皆様がその大規模買付行為に応じるか否かについての適切な判断をするため、当該大規模買付者に対して必要かつ十分な情報提供を求めるとともに、当社取締役会がこれらの大規模買付行為に関する情報を検討し、必要に応じて大規模買付者との協議を行い、意見表明または代替案の提案をし、当社の株主の皆様が取締役会の意見または代替案を含めて、大規模買付者の提案内容を検討するための十分な時間を確保することを主たる目的として導入されたものであります。また当社は、本プランの有効期間である平成 20 年2月から開始した第 52 期事業年度からの3年間について第3次中期経営計画を策定し事業を推進してまいりました。この第3次中期経営計画においては『GLOBAL Company への飛躍～チャレンジ、そして自立～』を掲げ事業の拡大、企業価値の最大化に取り組んでまいりました。さらに連結業績に対して50%以上の総還元性向の実現を目標に株主還元にも積極的に取り組んでまいりました。

今般、当社は、さらなる飛躍に向け、本日付けで平成23年2月から開始した第55期事業年度からの3年間(平成24年1月期～平成26年1月期)について第4次中期経営計画『GLOBAL Companyとしての自立』(以下「新中期経営計画」といいます。)を策定し、今後、グローバル企業として、引き続き収益性の向上を図り事業の拡大に邁進することにより企業価値と株主

共同の利益の向上に努めてまいります。

このような状況下において、当社は、本定時株主総会の終結の時をもって有効期間が満了となる本プランの取扱いについて、独立委員会委員の意見も参考にしつつ、慎重に協議をいたしました。その結果、大量買付に関する法制度の改正等により株式の大規模買付行為に関する手続が一部整備された状況も勘案し、本定時株主総会において、本プランの継続をお諮りするよりも、新中期経営計画を着実に実行していくことこそが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に繋がるものと判断し、本日開催の取締役会において、本定時株主総会終結の時をもって本基本方針を廃止し、以降、本プランを継続しないことを決議いたしました。

なお、当社は、本プランの有効期間満了後も引き続き、当社株式の取引や異動の状況を把握し、万一大規模買付者が出現した場合、当社の社外監査役及び社外専門家等の意見等を慎重に考慮のうえ、当該大規模買付者の提案内容の評価を行い、必要に応じて当該大規模買付者との交渉を行うものとします。さらに、もし速やかな措置を講じなければ、当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損する恐れがあると合理的に判断されるときには、株主の皆様から経営を負託された当社取締役会の当然の責務として、大規模買付者に対して情報開示を積極的に求め、株主の皆様が適切な判断を行うための情報と時間の確保に努めるとともに、必要に応じて会社法、金融商品取引法その他関係法令の許容する範囲内において最も適切と考えられる具体的な対抗策の要否及び内容等を速やかに決定し、実行する措置を講じることにより、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保に努めてまいります。

以上